

〔出入国管理及び難民認定法〕

外国人労働者の受入れ範囲は、「我が国の産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して決定。

〔雇用対策法〕（平成19年6月改正、平成19年10月1日施行）

- ・ 国が講じるべき施策として下記を明記。
 - ・ 専門的・技術的分野の外国人の就業促進
 - ・ 外国人の雇用管理の改善及び再就職の促進
 - ・ 不法就労の防止
- ・ 事業主に対し、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務が課されるとともに、外国人雇用状況の届出が義務化されたところ。
- ・ また、雇用対策法に基づく指針として、事業主が講じるべき措置をまとめた外国人指針を厚生労働大臣告示により定めたところ。

〔雇用政策基本方針(20年2月厚生労働大臣告示)〕

国際競争力強化の観点から、専門的・技術的分野の外国人について、我が国での就業を積極的に促進。

「生活者としての外国人」に関する総合的対応策(平成18年12月外国人労働者問題関係省庁連絡会議)や、外国人指針等に基づき、外国人労働者の就業環境の改善を図る。

※ 単純労働者の受入れ等、外国人労働者の受入れ範囲の拡大は、労働市場の二重構造化とともに、労働条件等の改善を妨げ、ひいては、求人充足・人材確保を阻害。労働力確保については、まずは国内の若者、女性、高齢者等の労働市場への参加実現が重要。

〔専門的・技術的分野の外国人に対する支援〕

- ・ 外国人雇用サービスセンター(東京、愛知、大阪)を中心とした全国ネットワークを活用し、専門的・技術的分野の外国人の就職を促進。
- ・ 学卒部門や大学等の各部門と連携し、留学生の国内就職を促進。また、留学生に対するインターンシップ事業を実施。

〔外国人の適正就労・安定雇用に向けた取組〕

- ・ 事業主に対する外国人指針の周知・啓発や、外国人指針に基づく事業所指導により、外国人労働者の雇用管理改善を促進。
- ・ 日系人集住地域のハローワーク(太田、松本、大垣、美濃加茂、浜松、豊橋、豊田、刈谷、四日市の9所)において、不安定就労からの脱却のために、日系人就職促進ナビゲーターによる担当制の個別支援を実施。また、職業ガイダンスの実施・個別職業意識啓発指導により日系人の子弟の不就労の解消を促進。